

えるぼし(三つ星)認定企業として
「株式会社常陽銀行」を認定しました



平成28年11月15日



茨城労働局長
西井 裕樹

株式会社常陽銀行
取締役頭取 寺門 一義 氏

(常陽銀行本店にて撮影)

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」(三つ星)として、平成28年11月8日付で、株式会社常陽銀行(水戸市、取締役頭取 寺門 一義氏)の認定を行いました。

茨城労働局では、女性活躍推進に取り組む企業を認定する「えるぼし認定制度」を広く周知し、認定を目指す企業の取組を支援していきます。

茨城労働局雇用環境・均等室 TEL:029-277-8295

「女性活躍推進法」「えるぼし認定」についてお知りになりたい場合は、
[こちら](#)をクリック!